

畜産第957号
平成23年1月26日

務部長監督課
略調整部長監督課
活環境部長監督課
生子育て推進部長監督課
健康福祉祉部長監督課
商工観光部長監督課
県会土整備部長監督課
教警察業管理部長監督課
企病院事業管理者

殿

農林水産部長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

のことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長、総合食料局食品産業振興課長及び生産局畜産部食肉鶏卵課長より別紙写しのとおり通知がありましたので、御承知の上、関係者への正しい知識の普及等について、御指導方よろしくお願い致します。

担当 農林水産部畜産課
衛生担当 大貫、森
TEL 023-630-2470
FAX 023-630-3257



22消安第8271号
22総合第1460号
22生畜第7766号
平成23年1月22日

山形県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
総合食料局食品産業振興課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

今般、宮崎県下において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことに伴い、関係団体に対し別添のとおり通知しましたので、御了知願うとともに、関係者への御指導方お願いいたします。

写

22消安第8271号
22総合第1460号
22生畜第7766号
平成23年1月22日

別記団体 あて

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
総合食料局食品産業振興課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、宮崎県下の種鶏飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたところであり（別添1プレスリリース参照）、現在、宮崎県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

本病に関する正確な知識の普及については、「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」（平成22年11月30日付け22生畜第1682号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、総合食料局食品産業振興課長、生産局畜産部食肉鶏卵課長通知）等において御協力をお願いしてきたところです。

家きんの卵又は肉の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームページ（<http://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添2「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を隨時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの卵及び肉の安全性に関する消費者及び流通業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の家きんの卵及び肉の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

プレスリリース

平成23年1月22日
農林水産省

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

- ・宮崎県の農場で飼養されている鶏について、本日未明、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。
- ・これに先立ち、昨夜、「農林水産省 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針を決定しました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があつた時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地: 宮崎県 宮崎市 佐土原町

飼養状況: 種鶏 約10,200羽

2. 経緯

- (1) 昨日、宮崎県は、死亡鶏(36羽)の通報を受けて農場の立入検査を実施。
- (2) インフルエンザ簡易検査で7羽中6羽陽性。
- (3) 同県は当該農場に対し、家きん等の移動の自粛を要請するとともに、追加検査のため採材。
- (4) 本日未明、家畜保健衛生所の遺伝子検査の結果、H5亜型であることを確認。死亡鶏の状況も合わせて考慮し、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と確認したところ。

3. 今後の対応

疑似患畜の確認に先立ち、昨夜、鹿野大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜となった場合に、直ちに防疫作業に入れよう、今後の対応方針を以下のとおり決定しました。

1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
4. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
5. 宮崎県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
6. 現場状況を把握し、国と県の緊密な連携を図るため、松木政務官を宮崎県に派遣。
7. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
8. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

- (1) 当該農場は、感染が疑われるとの報告があつた時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

— お問い合わせ先 —

消費・安全局動物衛生課
担当者: 伏見、山野

代表:03-3502-8111(内線4581)
ダイヤルイン:03-3502-5994
FAX:03-3502-3385

 [ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

2004年 3月11日
2007年 10月 4日更新

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全部会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

- わが国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性は、以下の理由から、ないものと考えています。

- ・ 酸に弱く、胃酸で不活性化されると考えられること
- ・ ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
- ・ 通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

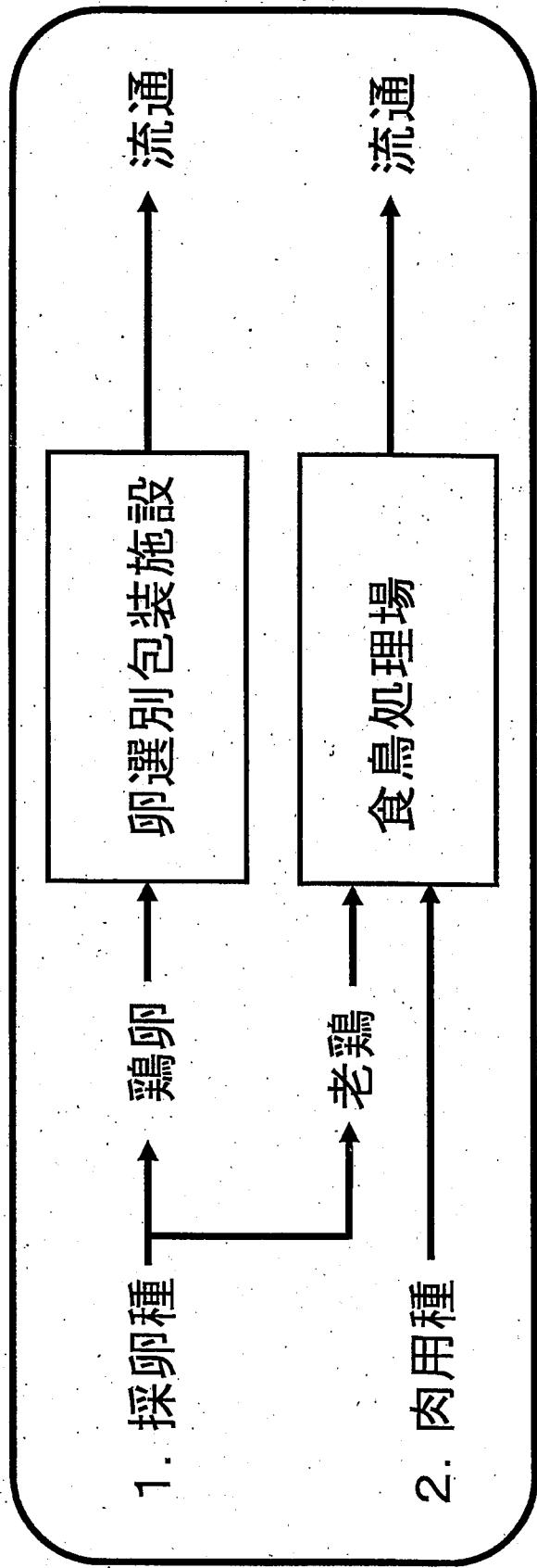
海外ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、病鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、特に症状を示さないが感染しているアヒルと遊んだときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたとき、汚染された家きん肉を加熱調理不十分な状態で食べたときなどが考えられると報告されています。

- (参考2)
- なお、WHO(世界保健機関)は、鶏などの家きん類にH5N1亜型が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品についてでは、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70°Cに到達すること)及び適切な取扱いを行うことが必要です。

鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

- 国産の鶏卵は、卵選別包装施設(GPセンター)で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなど殺菌剤で洗卵されています。

- 国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60°Cのもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。



(関係団体送付先)

別記

社団法人日本食肉協議会会长
全国食肉事業協同組合連合会会长
社団法人中央畜産会会长
財団法人日本食肉消費総合センター理事長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事長
全国酪農業協同組合連合会代表理事長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事長
社団法人日本食鳥協会会长
社団法人日本卵業協会会长
全国養鶏経営者會議長
社団法人日本畜産副産物協会会长
日本成鶏処理流通協議会会长
社団法人全国鶏卵価格安定基金理事長
社団法人全日本卵価格安定基金理事長
全国たまご商業協同組合
社団法人日本種鶏孵卵協会会长
社団法人日本養鶏協会会长
社団法人日本鳩レース協会会长
社団法人日本伝書鳩協会会长
協同組合日本飼料工業会会长
日本オーストリッチ協議会会长
日本オーストリッチ事業協同組合組合長
日本鶏卵生産者協会会长
全国鶏卵販売農業協同組合連合会会长
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事長
財団法人食品流通構造改善促進機構会長
全国小売市場総連合会会长
日本スーパー・マーケット協会会长
オール日本スーパー・マーケット協会会长
日本小売業協会会长
日本百貨店協会会长
社団法人新日本スーパー・マーケット協会会长
社団法人日本フランチャイズチェーン協会会长
社団法人日本ボランタリー・チェーン協会会长
全日食チェーン商業協同組合連合会会长
無添加食品販売協同組合理事長
社団法人日本加工食品卸協会会长
社団法人日本外食品卸協会会长
全国給食事業協同組合連合会会长
日本給食品連合会会长
日本生活協同組合連合会会长
日本チェーンドラッグストア協会会长
財団法人食料農商交流協会理事長
全国水産物商業協同組合連合会会长
全国青果物商業協同組合連合会会长
日本果物商業協同組合連合会会长
日本チェーンストア協会会长
協同組合セルコチェーン理事長
社団法人日本ショッピングセンター協会会长
全国中央卸売市場協会会长
全国公設地方卸売市場協議会会长
全国第3セクター市場連絡協議会会长
全国卸売市場対策協議会世話人総代
社団法人全国中央市場青果卸売協会会长
社団法人全国青果卸売市場協会会长
全国中央卸売市場関連事業者団体連合会会长
全国青果卸協同組合連合会会长

社団法人全国中央市場水産卸協会会长
全国魚卸売市場連合会会长
全国水産物卸組合連合会会长
財団法人食品産業センター会長
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会会长
社団法人日本缶詰協会会长
日本エキス調味料協会会长
日本スープ協会会长
日本即席スープ協会会长
全日本菓子協会会长
全国病院用食材卸売業協同組合理事長
日本介護食品協議会会长
日本ベビーフード協議会会长
日本凍結乾燥食品工業会会长
社団法人日本フードサービス協会会长
事業協同組合全国焼肉協会会长
社団法人日本麵類業団体連合会会长
社団法人日本べんとう振興協会会长
社団法人日本給食サービス協会会长
社団法人日本私立学校給食協会会长
社団法人日本弁当サービス協会会长
食農協働レストラン事業協同組合理事長
社団法人日本冷凍食品協会会长
社団法人日本惣菜協会会长
日本デリカフーズ協同組合理事長
デリカサプライシステム協同組合代表理事
日本フレッシュフーズ協同組合理事長
協同組合フレッシュフーズサプライ代表理事
エムエスデリカチーム協同組合代表理事
全国総菜宅配協会会长
全国餃子焼売工業協会会长
ピザ協議会会长
社団法人全国包装米飯協会会长
社団法人日本炊飯協会会长
社団法人日本パン工業会会长
社団法人全国ビスケット協会会长
社団法人日本即席食品工業協会理事長
社団法人日本パスタ協会会长
全日本パン協同組合連合会会长
全国製麺協同組合連合会会长
日本プレミックス協会会长
日本フラワーペースト工業会会长
一般社団法人日本冷凍めん協会会长
全国乾麺協同組合連合会会长
社団法人日本獣医師会会长
全国農業共済協会会长
社団法人日本食肉市場卸売協会会长
東京食肉市場卸商協同組合理事長
社団法人全国食肉買參協会会长

写

畜産 第957号
平成23年1月26日

各 総 合 支 庁 長 殿

[総務課、産業経済企画課、農業振興課、
各農業技術普及課、家畜保健衛生課扱い]

農林水産部長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

のことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長、総合食料局食品産業振興課長及び生産局畜産部食肉鶏卵課長より別紙写しのとおり通知がありましたので、御承知の上、関係者への正しい知識の普及等について、御指導方よろしくお願い致します。

なお、各関係機関には別添のとおり通知しております。

担当 農林水産部畜産課
衛生担当 大貫、森
TEL 023-630-2470
FAX 023-630-3257



畜産第957号
平成23年1月26日

全国農業協同組合連合会山形県本部長
山形県農業協同組合中央会会長
山形県食肉事業協同組合連合会会長
山形県農業共済組合連合会会長理事
社団法人山形県獣医師会会長
社団法人山形県畜産協会会長理事
社団法人山形県配合飼料価格安定基金協会理事長
山形県養鶏協会会長

殿

山形県農林水産部長
(公印省略)

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

のことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長、総合食料局食品産業振興課長及び生産局畜産部食肉鶏卵課長より別紙写しのとおり通知がありましたので、御承知の上、貴会会員等関係者への正しい知識の普及等について、御指導方よろしくお願ひ致します。

担当 農林水産部畜産課
衛生担当 大貫、森
TEL 023-630-2470
FAX 023-630-3257



畜産第957号
平成23年1月26日

各市町村長
各農業共済組合長 殿
各農業協同組合長

山形県農林水産部長
(公印省略)

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

のことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長、総合食料局食品産業振興課長及び生産局畜産部食肉鶏卵課長より別紙写しのとおり通知がありましたので、御承知の上、関係者への正しい知識の普及等について、御指導方よろしくお願い致します。

なお、各関係機関には別添のとおり通知しております。

担当 農林水産部畜産課
衛生担当 大貫、森
TEL 023-630-2470
FAX 023-630-3257